

2001年2月

メンバー各位

2010年9月付けのクラブ・サーキュラー「船荷証券の提出がない場合の貨物の引き渡しに対する国際グループの標準補償状書式」の内容についてもご注意いただきたい。

船荷証券 - 貨物の引き渡し (Bills of Lading - Delivery of Cargo)

下記のような貨物の引き渡し依頼に応じる際に受け取るべき補償状の標準書式:

- (A) 船荷証券原本の提出がない場合の貨物の引き渡し
- (B) 船荷証券に記載された荷揚げ港以外での貨物の引き渡し
- (C) 船荷証券に記載された荷揚げ港以外での、かつ船荷証券原本の提出がない場合の貨物の引き渡し

1998年12月発行のサーキュラーで国際グループは、船荷証券原本の提出がないまま貨物の引き渡しを要請された場合、または船荷証券に記載されている荷揚げ港と異なる港での貨物の引き渡しを要請された場合、または船荷証券原本の提出なくかつ船荷証券記載の荷揚げ港以外での貨物の引き渡しを要請された場合のそれぞれで使い分けるよう改訂された補償状の標準書式をご使用いただくようメンバー各位にお勧め申し上げた。

以後国際グループは船主や船主団体より寄せられたコメントを参考に補償状書式の文言を再検討して様々な修正を加え、またBBA(英国銀行協会)と協議の末別途新たな標準的文言で合意したが、BBAの加盟銀行はこの文言を基礎に、補償状の一当事者の位置に立つことを原則的に了承し、国際商業会議所の支持を得て、国際貿易界におけるこの標準文言の使用を促進することになった。BBAはまた本サーキュラーの内容をも全般的に承認した。

そのようなBBAとの合意を経て、この度三種の標準補償状の推薦書式がそれぞれ二通りのヴァージョンを加えて発表された。すなわち書式INT GROUP A(船荷証券原本の提出がない場合の貨物の引き渡しに用いる)、書式INT GROUP B(船荷証券に記載された荷揚げ港以外での貨物の引き渡しで、少なくとも船荷証券原本1通の提出がある場合に用いる)、書式INT GROUP C(船荷証券に記載された荷揚げ港以外で、かつ船荷証券原本の提出がない場合の貨物の引き渡しに用いる)であり、以上の書式を使用する場合、それらの補償状に署名する者はいずれも貨物の引き渡しを要請する商業上の当事者(「要請者」)に限られるが、INT GROUP AA、INT GROUP BB、INT GROUP CCの各ヴァージョンは、INT GROUP A、INT GROUP B、INT GROUP Cの各書式で「要請者」が供与する補償担保に加え、補償状の当事者に銀行が加わる場合に用い、そのため銀行との間に別途合意された標準文言が編入されている。

新文言の主要点は次のとおりである。

補償担保の限度額

「要請者」の補償責任は通常制限されるべきものではない。しかし補償状に銀行が当事者として加われれば、銀行は補償担保に一定の金額による限度を設けるよう主張するのが普通である。限度額は、それぞれの特殊な事情において担保が曝される危険性の度合いや危険性の大小を正しく反映する金額となるよう交渉により決定されるべきもので、そのため考慮されなければならぬ諸点のうち特に重要なものは引き渡し時における貨物正品の市場価値であるが、(このような)限度額は最低でも貨物引き渡し時の正品市場価値の200%を下回らぬように取り決められることが望ましい。

補償担保の有効期限

書式 INT GROUP A および AA の場合、「要請者」(ならびに書式 AA における場合は銀行)の担保責任は、船荷証券原本の全通が船主に引き渡された時点で終了する。船荷証券原本の船主への引き渡しが行われなければ、補償状における「要請者」の担保責任は継続する。補償状面にその明細が示されている船荷証券の引き渡しのない限り、かつ下記の二通りの除外例を別として、書式 INT GROUP AA における銀行の担保責任は当初6年間にわたり継続するが、その時々船主の要求でさらに2年間自動的に期限の更新ができる。除外例は(1)銀行が、担保責任の期限延長に応じるよりも、その担保責任を解除されるため補償状に示す担保限度額を支払うというオプションを行使した場合、および(2)担保期限の到来以前に船主が補償状のもと銀行に支払いを求め、担保期限の到来以前に船主が自己に訴訟が提起されたことを銀行に通知した場合であって、このような場合、銀行の担保責任は、損害賠償請求額が支払われるか、訴訟が決着し、判決により船主が支払うべきものとされた損害賠償額やその妥結額で「要請者」が支払いを怠ったものを補償状に従い銀行が支払い終えるまで、継続する。

書式 INT GROUP B、C、BB、CC の場合、船荷証券原本の提出を受けて貨物を引き渡すか、引き渡し後に船荷証券原本全通の提出を受けたに拘らず、その引き渡し地が船荷証券記載の荷揚げ港と異なっていれば、船主が損害賠償請求を受ける恐れが(特に用船者が荷主に対し、荷主の意向に反してそのような他港で貨物を引き取るよう要求し、船主にもその要請を容れるよう申し入れるような場合に)生じる故、「要請者」の補償責任は、上のような損害賠償請求を受ける恐れはもはやないと船主が納得するまで継続する。

故に、船主が如上の損害賠償請求を受ける恐れのないことに納得し得ぬ限り、書式 INT GROUP BB および CC における銀行の補償担保責任は、上記書式 INT GROUP AA における場合のそれと同様に継続する。

担保範囲

「要請者」は仮差押解除金その他の担保を提供し、損害賠償請求の係争物である船舶のみならず、同一会社または系列会社の所有、管理、支配下にある他船舶についても、その差し押さえを妨げ、また解除せしめなければならない。「要請者」はさらに、仮差押解除金その他の担保を提供し、損害賠償請求の係争物である船舶の売却を妨げるため(損害賠償請求者が)船舶登録簿に利害関係予告を記載するなどして当該船舶の使用や運航へ干渉し障害を設けることを妨げなければならない。

銀行が補償状の当事者に加わっている場合、銀行は一般に仮差押解除金その他の担保の提供には応じないが、「要請者」が仮差押解除金その他の担保の支払いを怠れば、船主が(「要請者」に代わって)担保を提供できるよう補償状の担保限度額までを支払う。

タンカー

本船がタンカーの場合補償担保が拡大される条項が新たに設けられた。この条項によれば、ばら積み液状貨物や液化ガスをターミナルなどの施設、他船、艇、バージへ荷揚げするよう求められた場合、それらの荷揚げは、その者へ引き渡すよう要請された荷受人への(正しい)引き渡しと見なされる、とするものである。

* * *

クラブ理事会で反対の決定が出されぬ限り、船荷証券原本の提出を受けぬまま貨物を引き渡すこと、船荷証券に定める揚げ地以外で貨物を引き渡すこと、船荷証券原本の提出を受けずかつ所定の揚げ地以外で貨物を引き渡すこと、のいずれ場合も、その結果発生する補償責任は保険担保の埒外であることに改めてご注意いただくとともに、ここにご紹介する書式による補償状を発行したりそれに署名する者には十分な補償能力と権限のあることをご確認なさるようお勧め申し上げます。

これらの標準補償状書式は広範囲の運航活動をカバーする体裁・内容となっているので、メンバー各位にはその特殊な必要に沿うよう標準書式の部分的変更を望まれる向きもあることと思う。しかしこの場合ご承知おきいただきたいのは、銀行が補償状の当事者に加わる場合書式変更の余地は限られ、希望する変更が補償状中の重要な内容にわたる場合には「要請者」側銀行との協議が必要となるであろうことである。内容変更についてのご相談はマネジャーでお受け申し上げます。

最後に、用船者が船主メンバー各位に対し、補償状の提出と引き換えに、船荷証券の提出を省いて貨物を引き渡すこと、また船荷証券に定める揚げ地以外で貨物を引き渡すこと、また船荷証券の提出を省き、かつ船荷証券に定める揚げ地以外で貨物を引き渡すこと、に用船契約書中に設ける明文の条項で予め合意するよう求めることは稀ではない。くれぐれもこのような条項を受諾されぬようご注意申し上げたい。同様の要求があれば、ご回答に先立ちマネジャーまでご相談いただきたい。

以上

同様のサーキュラーが P&I クラブ国際グループ加盟の他クラブより発行される。

書式 INT GROUP A

船荷証券原本の提出なく貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、船荷証券が未着のため我々、[引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて上記貨物を船荷証券原本の提出のないまま[引き渡しを受けるべき者の名を挿入]に[引き渡しを求められる場所名を挿入]において引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し上記の貨物引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防衛するために十分な資金を提供すること。
3. 前述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船などの船舶の使用や運航が(損害賠償請求者が)船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることにより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。

4. 弊社が貴社に貨物の引き渡しを求める先がばら積み貨物、液状貨物または気体貨物のためのターミナル、他船、舢またはバージである場合、そのようなターミナル、他船、舢またはバージへの荷揚げは、弊社が貴社に求めた相手方への貨物の引き渡しと見なされるべきこと。
5. 弊社は上記貨物に関する船荷証券原本を入手し次第それを貴社に引き渡すか、船荷証券原本の全通が貴社に引き渡されるよう手配し、引き渡しが行われた時点で弊社の補償担保責任は終了すること。
6. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。
7. 本補償担保は英国法に準拠しかつ解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために
要請者

.....
署名

書式 INT GROUP AA

船荷証券原本の提出なく貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式 - 銀行による補償担保付き

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、船荷証券が未着のため我々、[引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて上記貨物を船荷証券原本の提出のないまま[引き渡しを受けるべき者の名を挿入]に[引き渡しを求められる場所名を挿入]において引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し上述の貨物引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防御するために十分な資金を提供すること。
3. 上述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船など船舶の使用や運航が((損害賠償請求者が)船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることにより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。
4. 弊社が貴社に貨物の引き渡しを求める先がばら積み貨物、液状貨物または気体貨物のためのターミナル、他船、艇またはバージである場合、そのようなターミナル、他船、艇またはバージへの荷揚げは、弊社が

貴社に求めた相手方への貨物の引き渡しと見なされるべきこと。

5. 弊社は上記貨物に関する船荷証券原本を入手し次第それを貴社に引き渡すか、船荷証券原本の全通が貴社に引き渡されるよう手配し、引き渡しが行われた時点で弊社の補償担保責任は終了すること。
6. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。
7. 本補償担保は英国法に準拠しかつ解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために

要請者

.....
署名

弊行[銀行名を挿入]はここに本補償担保責任当事者に参加することに同意し、そのため弊行が引き受けるべき責任を次のとおりに定める。

1. (仮差押解除金その他の担保提供は除き)補償担保上求められる特定の金額の支払いに限ること。
2. 署名入りの書状を以って、弊行が支払いを求められる金額は、補償状の条件に従い「要請者」が貴社に支払うべき金額であって、補償状に従い「要請者」が果たすべき義務に背いたため弊行より貴社に支払われるべきものとなった金額であることを証明し、その支払いを請求されれば、直ちに求めに応じること。ただし疑念を残さぬよう弊行は以下のとおり確認する。
 - (a) 弊行の補償は、それに限定されぬものながら(*)、下記 3 条に定める金額を限度の支払いを含み、同条下の支払いは、それを以って貴社が本船(または貴社または系列会社の所有、管理、支配下にある他船舶についてもその)の差し押さえを解除せしめまたは妨げ、または上記船舶の使用や運航に干渉されることを妨げることを得さしめるためのものであり、
 - (b) 上記の如く支払われた補償金下記 3 条に定める金額に達しない場合、弊行の補償担保責任は終了せず、支払われた金額だけ補償担保限度額を減額して継続すること。

3. その合計金額は[通貨を数字と文字の両方で表したものを挿入]を越えぬこと。
4. 下記5条に定める場合を除き、[補償状の日付から6年目の日付を挿入](補償担保終了期限)に(補償担保責任は)終了するが、同期限の到来以前に弊行が下記の所在地で受け取った補償金支払い請求書に対する債務については終了しないこと。
5. 下記を条件に、(補償担保終了期限は)貴社のその時々々の要求に応じて、さらに2暦年延長することができる。
 - a) さらに2年間補償担保責任の有効期限を延長するようにとの署名入り貴依頼状を弊行が受け取ること。
 - b) 貴社の上記通知を下記所在地の弊行において、その時点で有効の補償担保終了期限以前に受け取ること。

上記の期限延長は、その時点で有効の補償担保終了期限より向こう2年間にわたるが、弊行が何等かの理由で期限延長に応じ得ない場合、弊行は本担保に定める補償担保限度額(乃至限度額以内で貴社の要求する金額)を貴社に支払うことを以って担保責任を解除されること。

しかしながら、その時点で有効の補償担保終了期限以内に、補償状記載の貨物の貴社による引き渡しを理由に貴社に対し訴訟が提起されたことのお知らせを貴社より署名入り書面で受け取れば、本状における弊行の補償担保責任は、訴訟がすべて終結し、「要請者」または弊行またはその双方より貴社に当該補償金全額が支払われ、貴社により受け取られ、本補償状より発生する債務はすべて果たされたとの通知を貴社より受け取るまで終了しないこと。

6. 弊行の担保責任が準拠するのは(「要請者」による)補償状が準拠すると同じ(英国)法であり、その解釈も同法によるものとし、弊行は補償状で定める(英国高等法院の)裁判管轄に服すること。

弊行が船荷証券全通を入手する機会があれば、適切な場合、それらを残らず貴社に提出すべきことは言うまでもない。そして実際に船荷証券が入手できれば、弊行はそうすることを承諾する。

下に示す弊行事務所名とその所在地で、貴社の補償請求や通知の宛先となるべきものの詳細に変更があれば、弊行は直ちにそのような変更を貴社に通知する一方、貴社の上記所在地についても、同様の変更のあり次第弊行に通知あるべきこと。

弊行宛ての通信文・書状、補償請求書、通知・通告にはすべて弊行の補償状番号.....を付すようお願い申し上げます。

以上

[銀行名を挿入]を代表しかつその者のために

[船主の補償請求書や通知の宛先となる銀行事務所とその所在地の詳細を挿入]

.....
署名

訳注(*) 銀行(また「要請者」)の補償額は、損害賠償請求に対する判決を待つて初めて確定すべきもので、3 条下の補償担保限度額は取り敢えず 2 条(a)項下の差し押さえを解除させるなどのため提供すべき担保(security)に限って適用される限度額を指すように読める。しかし担保限度額の決定に当たっては、ことに船主側で将来判決で定まるであろう賠償額を下回ることのないよう配慮するであろうから、結局同条下の担保限度額がそのまま銀行の本補償状全体に適用される唯一の担保限度額とも見なされることになる。

INT GROUP B

船荷証券上の荷揚げ港以外で貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、我々、[代替港での引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて本船を[代替港名か代替引き渡し地名を挿入]に向かわしめ、同地において、少なくとも一通の船荷証券原本と引き換えに上記貨物を引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い本船を代替港に向かわしめ少なくとも一通の船荷証券原本と引き換えに同地で貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し、上述の如き本船による代替港への航行と同地での貨物の引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防衛するために十分な資金を提供すること。
3. 上述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船などの船舶の使用や運航が((損害賠償請求者が)船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることにより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。
4. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。

5. 本補償担保は英国法に準拠しかつ解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために

要請者

.....
署名

INT GROUP BB

船荷証券上の荷揚げ港以外で貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式 - 銀行による補償担保付き

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、我々、[代替港での引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて本船を[代替港名か代替引き渡し地名を挿入]に向かわしめ、同地において、少なくとも一通の船荷証券原本と引き換えに上記貨物を引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い本船を代替港に向かわしめ少なくとも一通の船荷証券原本と引き換えに同地で貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し、上述の如き本船による代替港への航行と同地での貨物の引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防衛するために十分な資金を提供すること。
3. 上述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船などの船舶の使用や運航が((損害賠償請求者)が船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることににより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。
4. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。

5. 本補償担保は英国法に準拠しかつ解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために

要請者

.....

署名

弊行[銀行名を挿入]はここに本補償担保責任当事者に参加することに同意し、そのため弊行が引き受けるべき責任を次のとおりに定める。

1. (仮差押解除金その他の担保提供は除き)補償担保上求められる特定の金額の支払いに限ること。
2. 署名入りの書状を以って、弊行が支払いを求められる金額は、補償状の条件に従い「要請者」が貴社に支払うべき金額であって、補償状に従い「要請者」が果たすべき義務に背いたため弊行より貴社に支払われるべきものとなった金額であることを証明し、その支払いを請求されれば、直ちに求めに応じること。ただし疑念を残さぬよう弊行は以下のとおり確認する。
 - (a) 弊行の補償は、それに限定されぬものながら(*)、下記 3 条に定める金額を限度の支払いを含み、同条下の支払いは、それを以って貴社が本船(または貴社または系列会社の所有、管理、支配下にある他船舶についてもその)差し押さえを解除せしめまたは妨げ、または上記船舶の使用や運航に干渉されることを妨げることを得さしめるためのものであり、
 - (b) 上記の如く支払いわれた補償金が下記 3 条に定める金額に達しない場合、弊行の補償担保責任は終了せず、支払いわれた金額だけ補償担保限度額を減額して継続すること。
3. その合計金額は[通貨を数字と文字の両方で表したものを挿入]を越えぬこと。
4. 下記 5 条に定める場合を除き、[補償状の日付から6年目の日付を挿入](補償担保終了期限)に(補償担保責任は)終了するが、同期限の到来以前に弊行が下記の所在地で受け取った補償金支払い請求書に対する債務については終了しないこと。
5. 下記を条件に、(補償担保終了期限は)貴社のその時々々の要求に応じて、さらに 2 暦年延長することができる。
 - a) さらに 2 年間補償担保責任の有効期限を延長するようにとの署名入り貴依頼状を弊行が受け取ること。

- b) 貴社の上記通知を下記所在地の弊行において、その時点で有効の補償担保終了期限以前に受け取ること。

上記の期限延長は、その時点で有効の補償担保終了期限より向こう 2 年間にわたるが、弊行が何等かの理由で期限延長に応じ得ない場合、弊行は本担保に定める補償担保限度額(乃至限度額以内で貴社の要求する金額)を貴社に支払うことを以って担保責任を解除されること。

しかしながら、その時点で有効の補償担保終了期限以内に、補償状記載の貨物の貴社による引き渡しを理由に貴社に対し訴訟が提起されたことの通知を貴社より署名入り書面で受け取れば、本状における弊行の補償担保責任は、訴訟がすべて終結し、「要請者」または弊行またはその双方より貴社に当該補償金全額が支払われ、貴社により受け取られ、本補償状より発生する債務はすべて果たされたとの通知を貴社より受け取るまで終了しないこと。

6. 弊行の担保責任が準拠するのは(「要請者」による)補償状が準拠すると同じ(英国)法であり、その解釈も同法によるものとし、弊行は補償状で定める(英国高等法院の)裁判管轄に服すること。

弊行が船荷証券全通を入手するような機会があれば、適切な場合、それらを残らず貴社に提出すべきことは言うまでもない。そして実際に船荷証券が入手できれば、弊行はそうすることを承諾する。

下に示す弊行事務所名とその所在地で、貴社の補償請求や通知の宛先となるべきものの詳細に変更があれば、弊行は直ちにそのような変更を貴社に通知する一方、貴社の上記所在地についても、同様の変更のあり次第弊行に通知あるべきこと。

弊行宛ての通信文・書状、補償請求書、通知・通告にはすべて弊行の補償状番号.....を付すようお願い申し上げます。

以上

[銀行名を挿入]を代表しかつその者のために

[船主の補償請求書や通知の宛先となる銀行事務所とその所在地の詳細を挿入]

.....
署名

訳注(*) 銀行(また「要請者」)の補償額は、損害賠償請求に対する判決を待つて初めて確定すべきもので、3 条下の補償担保限度額は取り敢えず 2 条(a)項下の差し押えを解除させるなどのため提供すべき担保(security)に限り適用される限度額のように読める。しかし担保限度額の決定に当たっては、ことに船主側で将来判決で定まるであろう賠償額を下回ることのないよう配慮するであろうから、結局同条下の担保限度額がそのまま銀行の本補償状全体に適用される唯一の担保限度額とも見なされることになる。

書式 INT GROUP C

船荷証券原本の提出なく、かつ船荷証券上の荷揚げ港以外で、貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、我々、[代替港での引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて上記貨物を船荷証券原本の提出のないまま[代替港で引き渡しを受けるべき者の名を挿入]に[引き渡しが求められる代替港か代替引き渡し地名を挿入]において引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い本船を代替港に向かわしめ、同地で(船荷証券の提出を受けず)貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し上述の如き本船による代替港への航行と同地での貨物の引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防衛するために十分な資金を提供すること。
3. 上述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船などの船舶の使用や運航が((損害賠償請求者が)船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることにより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。
4. 弊社が貴社に貨物の引き渡しを求める先がばら積み貨物、液状貨物または気体貨物のためのターミナル、他船、艇またはバージである場合、そのようなターミナル、他船、艇またはバージへの荷揚げは、弊社が

貴社に求めた相手方への貨物の引き渡しと見なされるべきこと。

5. 弊社は上記貨物に関する船荷証券原本を入手し次第それを貴社に引き渡すか、船荷証券原本の全通が貴社に引き渡されるよう手配すること。
6. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。
7. 本補償担保は英国法に準拠し解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために
要請者

.....
署名

書式 INT GROUP CC

船荷証券原本の提出なく、かつ船荷証券上の荷揚げ港以外で、貨物の引き渡しを受ける際に提出する標準補償状書式 - 銀行による補償担保付き

提出先: [船主名を挿入]殿 [年月日を挿入]
[船名を挿入]号船主
[船主事務所所在地を挿入]

記

船舶: [船名を挿入]
航海区間: [船荷証券上の積み地名・揚げ地名を挿入]
貨物: [船荷証券上の貨物品名・数量を挿入]
船荷証券: [船荷証券番号などの照合番号、発行日、発行地名を挿入]

上記貨物は上記船舶に[積み荷主名を挿入]により船積みされ[荷受人名か船荷証券上の指図人名を適宜挿入]に[船荷証券上の荷揚げ港名を挿入]で引き渡されるべきところ、我々、[代替港での引き渡しを要請する者の名を挿入]、はここに貴社にあて上記貨物を船荷証券原本の提出のないまま[代替港で引き渡しを受けるべき者の名を挿入]に[引き渡しが求められる代替港か代替引き渡し地名を挿入]において引き渡されるよう要請する。

弊社の上記要請を貴社が受諾するにあたり、弊社は以下を承認する。

1. 弊社の要請に従い本船を代替港に向かわしめ、同地で(船荷証券の提出を受けず)貨物を引き渡したため貴社に生じるであろう責任、損害、費用のすべてにつき、その種類を問わず、貴社、貴社の使用人および代理人をして補償を受けしめ、そのいずれにも損害を蒙らしめぬこと。
2. 貴社、貴社の使用人または代理人に対し上述の如き本船による代替港への航行と同地での貨物の引き渡しに関し訴訟が提起された場合、貴社の要求に応じ、貴社または上記当事者を防衛するために十分な資金を提供すること。
3. 上述の如き貨物の引き渡しに関し、本船や他船その他の財物で、その所有、管理、支配の諸権利が貴社に帰属するか貴社の系列・関連会社に帰属するものが差し押さえや留置措置を受ける場合、または差し押さえや留置措置を取るとの威嚇を受ける場合、または本船などの船舶の使用や運航が((損害賠償請求者が)船舶登録簿への利害関係予告の記載その他の手段を取ることにより)干渉を受けるような場合、貴社の要求に従い差し押さえや留置措置を防ぎ、解除せしめ、干渉を排除するために必要な仮差押解除金その他の担保を提供すること。また如上の差し押さえ、留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、干渉などの諸行為から債務、損失、費用が発生すれば、その補償に応じること。このような場合、如上の差し押さえや留置措置、差し押さえや留置措置を取るとの威嚇、船舶運用への干渉がいずれも正当になされたものであったか否かを問わない。
4. 弊社が貴社に貨物の引き渡しを求める先がばら積み貨物、液状貨物または気体貨物のためのターミナル、他船、艇またはバージである場合、そのようなターミナル、他船、艇またはバージへの荷揚げは、弊社が

貴社に求めた相手方への貨物の引き渡しと見なされるべきこと。

5. 弊社は上記貨物に関する船荷証券原本を入手し次第それを貴社に引き渡すか、船荷証券原本の全通が貴社に引き渡されるよう手配すること。
6. 本補償担保にかかわる者(複数)それぞれの担保責任は連帯責任とし、貴社の求償権行使にあたっては、その者が本補償担保の当事者であるか同担保に責任を有する者であるかを問わず先ずその一人を提訴することを条件とはしないこと。
7. 本補償担保は英国法に準拠しかつ解釈されるものとし、本補償担保に責任を有する者はいずれも、貴社の求めに従い英国高等法院の裁判管轄に服すべきこと。

以上

[要請者名を挿入] を代表し、かつその者のために
要請者

.....
署名

弊行[銀行名を挿入]はここに本補償担保責任当事者に参加することに同意し、そのため弊行が引き受けるべき責任を次のとおりに定める。

1. (仮差押解除金その他の担保提供は除き)補償担保上求められる特定の金額の支払いに限ること。
2. 署名入りの書状を以って、弊行が支払いを求められる金額は、補償状の条件に従い「要請者」が貴社に支払うべき金額であって、補償状に従い「要請者」が果たすべき義務に背いたため弊行より貴社に支払われるべきものとなった金額であることを証明し、その支払いを請求されれば、直ちに求めに応じること。ただし疑念を残さぬよう弊行は以下のとおり確認する。
 - (a) 弊行の補償は、それに限定されぬものながら(*)、下記 3 条に定める金額を限度の支払いを含み、同条下の支払いは、それを以って貴社が本船(または貴社または系列会社の所有、管理、支配下にある他船舶についてもその)の差し押さえを解除せしめまたは妨げ、または上記船舶の使用や運航に干渉されることを妨げることを得さしめるためのものであり
 - (b) 上記の如く支払われた補償金が下記 3 条に定める金額に達しない場合、弊行の補償担保責任は終了せず、支払われた金額だけ補償担保限度額を減額して継続すること。

3. その合計金額は[通貨を数字と文字の両方で表したものを挿入]を越えぬこと。
4. 下記5条に定める場合を除き、[補償状の日付から6年目の日付を挿入](補償担保終了期限)に(補償担保責任は)終了するが、同期限の到来以前に弊行が下記の所在地で受け取った補償金支払い請求書に対する債務については終了しないこと。
5. 下記を条件に、(補償担保終了期限は)貴社のその時々々の要求に応じて、さらに2暦年延長することができる。
 - a) さらに2年間補償担保責任の有効期限を延長するようにとの署名入り貴依頼状を弊行が受け取ること。
 - b) 貴社の上記通知を下記住所の弊行において、その時点で有効の補償担保終了期限以前に受け取ること。

上記の期限延長は、その時点で有効の補償担保終了期限より向こう2年間にわたるが、弊行が何等かの理由で期限延長に応じ得ない場合、弊行は本担保に定める補償担保限度額(乃至限度額以内で貴社の要求する金額)を貴社に支払うことを以って担保責任を解除されること。

しかしながら、その時点で有効の補償担保終了期限以内に、補償状記載の貨物の貴社による引き渡しを理由に貴社に対し訴訟が提起されたことの通知を貴社より署名入り書面で受け取れば、本状における弊行の補償担保責任は、訴訟がすべて終結し、「要請者」または弊行またはその双方より貴社に当該補償金全額が支払われ、貴社により受け取られ、本補償状より発生する債務はすべて果たされたとの通知を貴社より受け取るまで終了しないこと。

6. 弊行の担保責任が準拠するのは(「要請者」による)補償状が準拠すると同じ(英国)法であり、その解釈も同法によるものとし、弊行は補償状で定める(英国高等法院の)裁判管轄に服すること。

弊行が船荷証券全通を入手する機会があれば、適切な場合、それらを残らず貴社に提出すべきことは言うまでもない。そして実際に船荷証券が入手できれば、弊行はそうすること承諾する。

下に示す弊行事務所名とその所在地で、貴社の補償請求や通知の宛先となるべきものの詳細に変更があれば、弊行は直ちにそのような変更を貴社に通知する一方、貴社の上記所在地についても、同様の変更のあり次第弊行に通知あるべきこと。

弊行宛ての通信文・書状、補償請求書、通知・通告にはすべて弊行の補償状番号.....を付すようお願い申し上げます。

以上

[銀行名を挿入]を代表しかつその者のために

[船主の補償請求書や通知の宛先となる銀行事務所とその所在地の詳細を挿入]

.....
署名

訳注(*) 銀行(また「要請者」)の補償額は、損害賠償請求に対する判決を待つて初めて確定すべきもので、3 条下の補償担保限度額は取り敢えず 2 条(a)項下の差し押さえを解除させるなどのため提供すべき担保(security)に限って適用される限度額を指すように読める。しかし担保限度額の決定に当たっては、ことに船主側で将来判決で定まるであろう賠償額を下回ることのないよう配慮するであろうから、結局同条下の担保限度額がそのまま銀行の本補償状全体に適用される唯一の担保限度額とも見なされることになる。